

改正 平成19年11月30日規則第101号 平成21年3月16日規則第5号
平成24年3月27日規則第7号

都市計画法施行細則をここに公布する。

都市計画法施行細則

都市計画法施行細則（昭和47年沖縄県規則第97号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の実施のため、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（公示及び公告の方法）

第2条 法、省令及びこの規則の規定による公示及び公告は、別に定めのある場合を除くほか、沖縄県公報に登載して行うものとする。

（都市計画の協議の申出）

第3条 法第19条第3項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、都市計画区域の名称その他知事が必要と認める事項を記載した協議書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の協議書には、当該都市計画の案及び都市計画の策定の経緯を示す書面を添付しなければならない。

一部改正〔平成24年規則7号〕

（土地の試掘等許可申請書）

第4条 法第26条第1項の規定により知事の許可を受けようとする者は、土地の試掘等許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（身分証明書及び土地の試掘等許可証）

第5条 法第27条第1項及び第2項の証明書は、身分証明書（第2号様式）によるものとする。

2 法第27条第2項の許可証は、土地の試掘等許可証（第3号様式）によるものとする。

（開発行為の申請に係る設計説明書及び添付図書）

第6条 省令第16条第2項の設計説明書は、設計説明書（第4号様式）によるものとする。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 従前の公共施設一覧表（第5号様式）
- (2) 新設する公共施設一覧表（第6号様式）
- (3) 付替に係る公共施設一覧表（第7号様式）
- (4) 工事概要書（第8号様式）
- (5) 前各号に掲げる図書のほか、知事が必要と認める図書

（設計図の添付図書）

第7条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、省令第16条第2項の設計図（以下「設計図」という。）に、次に掲げる図面及び図書を添付しなければならない。

- (1) 開発面積求積図
- (2) 排水施設縦横断面図
- (3) 道路縦横断面図
- (4) 工作物の構造図
- (5) 工事中の防災計画平面図
- (6) 前各号に掲げる図面のほか、知事が必要と認める図書

2 設計図及び前項第1号から第5号までに掲げる図面には、必要に応じて計算書を添付しなければならない。

（開発許可申請書の添付図書）

第8条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、省令第16条第1項の開発行為許可申請書に、省令第17条第1項に掲げる図書のほか、次に掲げる図書（主として自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域が1ヘクタール以上のものを除く。）にあっては、第1号、第2号及び第5号に掲げる図書）及び申告書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域に係る土地の登記事項証明書
- (2) 開発区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し
- (3) 法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用に関する申告書（第9号様式）
- (4) 法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の能力に関する申告書（第10号様式）
- (5) 前各号に掲げる図書及び申告書のほか、知事が必要と認める図書（開発行為施行同意書）

第9条 省令第17条第1項第3号の書類は、開発行為施行同意書（第11号様式）によるものとする。（設計者の資格に関する申告書及び添付書類）

第10条 省令第17条第1項第4号の書類は、設計者の資格に関する申告書（第12号様式）によるものとする。

2 前項の設計者の資格に関する申告書には、設計者の資格を証する書類を添付しなければならない。（既存の権利者であることの届出書）

第11条 法第34条第13号の規定による届出をしようとする者は、既存の権利者であることの届出書（第13号様式）を知事に4部（正本1部及び副本3部）提出しなければならない。

一部改正〔平成19年規則101号〕

（開発行為変更許可申請書及び開発行為変更届出書）

第12条 法第35条の2第2項の申請書は、開発行為変更許可申請書（第14号様式）によるものとする。

2 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書（第15号様式）により行うものとする。

（工事着手届出書）

第13条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく、工事着手届出書（第16号様式）により知事に届け出なければならない。

（開発行為許可標識の設置）

第14条 法第29条第1項若しくは第2項の許可を受けた者又は法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手した日から完了する日までの間、当該許可に係る行為を行う場所で公衆の見やすい位置に、開発行為許可標識（第17号様式）を設置しなければならない。

（工事完了届出書等の添付書類）

第15条 省令第29条の工事完了届出書には、工事完了図及びその他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 省令第29条の公共施設工事完了届出書には、確定測量に基づく第7条第1項第1号から第3号までに掲げる図面、公共施設工事完了図及びその他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（開発工事完了公告前の建築等承認申請書及び添付書類）

第16条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、開発工事完了公告前の建築等承認申請書（第18号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の建築等承認申請書には、当該申請に係る場所の附近見取図を添付しなければならない。

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書）

第17条 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書を添付しなければならない。

- (1) 当該工事の廃止の理由
- (2) 当該工事の廃止時における土地の現況
- (3) 当該工事の廃止後の措置
- (4) その他知事が必要と認める図書

（建築物特例許可申請書及び添付書類）

第18条 法第41条第2項ただし書の許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（第19号様式）

を知事に提出しなければならない。

2 前項の建築物特例許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物概要書（第20号様式）
- (2) 附近見取図（方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示したもの。第23条において同じ。）
- (3) 敷地現況図（敷地の境界及び建築物の位置を明示したもの）
- (4) 建築物平面図
- (5) 建築物立面図（許可の申請が建築物の高さに係るものである場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる図書のほか、知事が必要と認める書類
（予定建築物以外の建築等許可申請書及び添付図書）

第19条 法第42条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、予定建築物以外の建築等許可申請書（第21号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の予定建築物以外の建築等許可申請書には、前条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可申請書の添付図書）

第20条 法第43条第1項の許可を受けようとする者は、省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書に、同条第2項に掲げる図面のほか、第18条第2項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる図書を添付しなければならない。

（地位承継届出書及び添付書類）

第21条 法第44条の規定により被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継した者は、当該承継の事由の生じた日から7日以内に、地位承継届出書（第22号様式）を知事に届け出なければならない。

2 前項の地位承継届出書には、当該承継の事由を証する書類を添付しなければならない。

（地位承継承認申請書及び添付書類）

第22条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位承継承認申請書（第23号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の開発許可に基づく地位承継承認申請書には、土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類を添付しなければならない。

（建築許可申請書の添付図書）

第23条 省令第39条第2項第3号の図書は、附近見取図及び建築物平面図とする。

（事業予定地指定申出書及び添付図書）

第24条 法第55条第2項の規定により事業予定地の指定の申出をしようとする者は、事業予定地指定申出書（第24号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業予定地指定申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該事業予定地の位置を明示する図面で縮尺1万分の1以上のもの
- (2) 当該事業予定地の区域及び字界を明示する実測平面図で縮尺500分の1以上のもの
- (3) 当該事業予定地の買取りのための資金計画書
- (4) 前各号に掲げる図書のほか、知事が必要と認めた図書

3 法第55条第2項の規定による土地の買取りの申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことの申出をしようとする者は、土地買取り等の相手方となることの申出書（第25号様式）を知事に提出しなければならない。

（土地買取申出書及び添付図書等）

第25条 法第56条第1項の規定により知事に対し土地の買取りの申出をしようとする者は、土地買取申出書（第26号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の土地買取申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該土地の位置を明示する図面で縮尺1万分の1以上のもの
- (2) 当該土地の区域を明示する実測平面図で縮尺500分の1以上のもの
- (3) 当該土地を所有することを証する登記事項証明書

3 法第56条第3項の規定により知事に対してする通知は、通知書（第27号様式）によるものとする。

4 前項の通知書には、第2項第1号及び第2号に掲げる図書を添付しなければならない。

(都市計画事業地内における建築等許可申請書及び添付図書)

第26条 法第65条第1項の許可を受けようとする者は、都市計画事業地内における建築等許可申請書(第28号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の都市計画事業地内における建築等許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 附近見取図(都市計画事業として認可された区域を表示し、方位及び道路並びに申請に係る行為をしようとする土地(以下「行為地」という。)及び行為地について目標となる地物を明示したもの)
- (2) 配置図(縮尺、方位、行為地の境界及び行為地内における許可の申請に係る行為の対象物(以下「行為対象物」という。)の位置並びに行為地に接する道路の位置及び幅員を明示したもの)
- (3) 行為対象物の平面図、立面図及び断面図(縮尺及び主要部分の材料の配置を明示したもの)(身分証明書)

第27条 法第82条第2項の証明書は、身分証明書(第29号様式)によるものとする。

(提出書類の部数及び経由)

第28条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、別に定めがあるものを除くほか、正本1部及び副本2部とする。

2 前項の書類は、開発区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成21年規則5号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の都市計画法施行細則の規定によりされている申請又は届出は、この規則による改正後の都市計画法施行細則の相当規定によりされた申請又は届出とみなす。

附 則(平成19年11月30日規則第101号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成21年3月16日規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成24年3月27日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第5条関係)

第4号様式

(第6条関係)

第5号様式

(第6条関係)

第6号様式

(第6条関係)

第7号様式

(第6条関係)

第8号様式

(第6条関係)

第9号様式

(第8条関係)

第10号様式
(第8条関係)

第11号様式
(第9条関係)

第12号様式
(第10条関係)

第13号様式
(第11条関係)

一部改正〔平成19年規則101号〕

第14号様式
(第12条関係)

第15号様式
(第12条関係)

第16号様式
(第13条関係)

一部改正〔平成19年規則101号〕

第17号様式
(第14条関係)

第18号様式
(第16条関係)

第19号様式
(第18条関係)

第20号様式
(第18条関係)

第21号様式
(第19条関係)

一部改正〔平成19年規則101号〕

第22号様式
(第21条関係)

第23号様式
(第22条関係)

第24号様式
(第24条関係)

第25号様式
(第24条関係)

第26号様式
(第25条関係)

第27号様式
(第25条関係)

第28号様式
(第26条関係)

第29号様式
(第27条関係)